



医政発 0325 第 16 号
令和 7 年 3 月 25 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

第 52 回理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設
教員等講習会の開催について（通知）

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設の教員等の養成確保を
図るため、別添「第 52 回理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設
教員等講習会実施要綱」により標記講習会を開催することとしたので、
関係機関（養成施設、医療機関、福祉施設等）に周知方よろしくお願
いします。

担当：厚生労働省医政局医事課医事係
TEL：03-5253-1111

(別添)

第52回理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
養成施設教員等講習会実施要綱

1. 目的

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設の教員ならびに臨床実習施設における指導者の養成・確保を図るため、現在養成施設の教員等として勤務している者及び今後養成施設の教員等となることを希望する者に対し、より高度な知識及び技能を修得させ、併せて、リハビリテーションの質の向上に資することを目的とする。

2. 講習会の実施

講習会は厚生労働省及び(公財)医療研修推進財団の共催で(公社)日本リハビリテーション医学会、(公社)日本理学療法士協会、(一社)日本作業療法士協会、(一社)日本言語聴覚士協会、(一社)全国リハビリテーション学校協会の協力を得て開催する。

3. 開催期間及び実施方法

講習会の実施方法はオンライン開催とし、開催期間は次のとおりとする。(講習日は土曜日、日曜日を除く、月曜日から金曜日に開催する)

開催期間	自 令和7年8月18日(月)
	至 令和7年9月10日(水)
実施方法	Zoomを使用したオンライン講習会

4. 受講対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許を有する者
- (2) 免許取得後、原則として5年以上の実務経験を有する者
- (3) 本講習会修了後において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の養成施設の教員等に従事する者及び将来従事しようとする者

5. 受講定員

理学療法士	65名
作業療法士	65名
言語聴覚士	20名

6. 受講申込

受講申込みを行う施設は、申込期限までに必要書類を用意の上、下記 URL より申込むこと。

<https://www.pmet.or.jp/>の「講習会情報」メニューより

必要書類（全て必須）

申込時に PDF ファイルなどで添付するため、用意に時間を要する場合は早めに準備すること。

- ・施設長の推薦書（任意様式）※要施設長公印・・・1部
- ・受講者履歴書（任意様式・写真不要）・・・1部
- ・職種国家試験免許証のコピー・・・1部

問合せ先：(公財)医療研修推進財団 PTOTST 講習会事務局

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11

西新橋光和ビル7階 TEL 03(3501)6592

申込期限：令和7年5月31日（土）厳守

(留意事項)

- ・過去に本講習会を受講した職員の有無を、申込みの際に選択すること。
- ・一つの施設から、同職種の職員2名以上が申し込む場合は、推薦順位を付記すること。
- ・受講決定後の取消し等は原則認めないので、勤務割等につき十分調整の上申し込むこと。（2名以上の申込みを行う施設は、特に留意すること）
- ・やむを得ず取り消す場合は、施設長の理由書を添えて書類提出先に申し出ること。
- ・申込書類に虚偽記載があった場合には、受講開始後でも退席頂きます。
- ・国立ハンセン病療養所に所属する職員にあつては厚生労働省医政局医療経営支援課を経由して厚生労働省医政局医事課あて申し込み、あわせて <https://www.pmet.or.jp/> の「講習会情報」メニューより、申込フォームへ必要事項を入力すること。

7. 受講者の決定

厚生労働省及び(公財)医療研修推進財団が(公社)日本リハビリテーション医学会、(公社)日本理学療法士協会、(一社)日本作業療法士協会及び(一社)日本言語聴覚士協会、(一社)全国リハビリテーション学校協会の協力を得て選考し、決定する。

8. 講習会修了の認定

厚生労働省は、(公財)医療研修推進財団と連名で講習会修了者に対して修了証書を交付する。

9. 講習科目

別表のとおりとする。ただし、科目名及び時間数については若干変更することがある。

10. 受講料

90,000円(講習会受講料)

9,000円(消費税) 計99,000円

11. 修了証書授与に関する欠席等の取扱い

- (1) 修了証書発行には全科目の受講が必要である。
- (2) 病気、忌引き、およびその他やむを得ないと認められる理由の欠席、遅刻、早退については、次年度の同一科目の講義の受講、あるいはレポート提出が指示され、修了証書発行の対象者となりうる。ただし、いずれの欠席、遅刻、早退も証明書の提出が必須である。
- (3) いかなる理由でも、7日間以上欠席した場合、修了証書は発行されない。(次年度以降、新たに受講申込みが必要)
- (4) 個人または所属施設の事情による欠席、遅刻、早退があった場合は修了認定されず、修了証書は発行されない。

12. その他

- (1) Zoomへの参加に必要な環境(ネットワーク、パソコン、ヘッドセット等)は自身で用意すること。
- (2) Zoomのブレイクアウトルームにてグループワークを実施するためカメラ機能、マイク機能が搭載されたパソコンにて参加のこと。
(スマートフォン、タブレット不可)
- (3) 安定したネットワーク環境にて講習会に参加すること。
(有線LANを推奨)
- (4) 長期間の講習会となるため、パソコンの故障やネットワークトラブルに備えて、代替の受講環境(自宅と職場、予備PC等)を用意することを推奨する。
- (5) 受講のために要する費用(通信費等)は受講者負担とする。

(別表)

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会カリキュラム

区分	科目	時間数	内容
教職の意義等に関する科目	教員論	8	教師に求められる資質能力と役割、倫理性を理解する。
教育の基礎理論に関する科目	教育原理	8	「教育」に関する歴史・思想・理念及び「教育」という営みの意義と内容を理解する。併せて、行政的側面から教育制度論を学ぶ。 ※「臨床実習指導者の在り方」1時間相当を含む。
	教育心理学	10	学習者の心理的特徴を理解する。
	教育と社会・制度	10	教育に関する社会的・制度的・経営的な知識を身に付ける。 ※「理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士養成施設における臨床実習制度の理念と概要」1時間相当を含む。
教育課程及び指導法に関する科目	教育方法論	14	教育方法の理論と方法を理解する。さらに学生に対する教育評価と教員に対する教育評価の在り方を学ぶ。 ※「臨床実習指導者の在り方」「臨床実習の到達目標と修了基準」合わせて2時間相当を含む。
	臨床倫理	8	臨床倫理の意義と内容を理解する。教育・研究における倫理・指導者・学生間のハラスメント理解を含む。 ※「臨床実習指導者の在り方」0.5時間相当を含む。
	教育方法演習	12	教育方法学を踏まえ、模擬授業等を通して、実践的な授業のあり方を実践的に理解する。 ※「臨床実習指導者の在り方」「臨床実習の到達目標と修了基準」「臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案」合わせて3.5時間相当を含む。
学生指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	学生指導及び進路指導論	8	学生指導及び進路指導の意義と内容を理解する。
	教育相談論	10	教育相談の意義と内容を理解する。
その他の教育論に関する科目	青年心理学	8	青年の心理的特徴を理解する。 ※「臨床実習指導者の在り方」1時間相当を含む。
	情報リテラシー論	10	情報活用能力と情報に対する批判的思考の意義と内容を理解する。
	国際理解教育論	8	グローバル化・多様化する社会における国際理解の意義と内容を理解する。
リハビリテーション領域の教育に関する科目	臨床教育学	8	教育機関での学生の管理ならびに、臨床実習での指導者の在り方について理解する。時代により変化する臨床実習での学生の管理ならびに、人間行動の科学的な分析を学ぶ。 ※「臨床実習指導者の在り方」2時間相当、「臨床実習指導者およびプログラムの評価」6時間相当を含む。
	臨床教育論	4	臨床実習指導者講習会の背景ならびに目的を理解する。臨床実習において適切な到達目標および修了基準、プログラムの立案を理解する。 ※「理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士養成施設における臨床実習制度の理念と概要」1時間相当、「臨床実習の到達目標と修了基準」1時間相当、「臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案」2時間相当を含む。
	多職種連携教育論	6	多職種連携における問題点と解決策、コミュニケーションの在り方を理解する。
合計		132	

(1時間=60分)